

## 五監公告第20号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成24年12月3日

五 泉 市 監 査 委 員  
柄 沢 則 夫  
平 井 敏 弘

### 1. 監査の種類

定期監査

### 2. 監査の対象課

教育委員会 図書館

### 3. 監査の範囲

平成24年度の財務に関する事務の執行

### 4. 監査の実施期間

平成24年10月30日～平成24年11月27日

### 5. 監査の方法

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

### 6. 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね良好に執行されているが、一部において、不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い、改善又は検討を要望した。

当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

委託料の契約事務手続きに不備のあるものが見受けられた。今後、五泉市契約事務規則による適正な事務処理に努められたい。

(2) 所見

平成23年度の図書館の利用者数は、五泉図書館が45,409人で前年度対比で847人の減、村松図書館は17,664人で前年度対比で2,105人の増となっている。

また、平成24年度10月までの利用状況は、五泉図書館が26,284人で、前年度同月比で940人の減、村松図書館は8,484人で、前年度同月比で1,682人の減となっている。

近年の人口減少に伴い利用者数が減少傾向にあると思われるが、一方では子どもの読書離れも懸念される。今年度より市内小学校の学校図書館と連携し子どもたちの読書意欲を促進するため臨時司書を学校に派遣し、本の読み聞かせや紹介する事業を実施されている。これらの事業や啓発活動により図書館の利用促進を期待するものである。